

ハラスメントの防止等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人中内学園及び流通科学大学（以下「学園等」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、学園等の教職員及び学生等の利益の保護並びに教職員の職務能率の発揮を図り、もって健全で快適なキャンパス環境を醸成し維持することを目的とする。

(適 用)

第2条 この規程は、次に掲げる者を対象とする。

- (1)教職員（有期雇用の教職員、派遣職員等を含む）
- (2)学生（科目等履修生、研究生等を含む）
- (3)その他関係者（学生等の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者）

(定 義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) セクシャル・ハラスメント

他者の意に反する性的な言動（性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動も含む）であり、不快感、不利益、脅威または屈辱感を与え、教育研究環境又は職場環境を悪化させることをいう。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育研究の場において、優越的地位又は有利な立場にある者がその地位や立場を利用し、又は逸脱して、より下位または不利な立場の者に対し、教育研究上の不適切な言動・指導等を行い、学修や研究の意欲を減退させ学習環境や教育研究環境を悪化させることをいう。

(3) パワー・ハラスメント

職務上または学生活動上、優越的地位にある者が、その地位や職務上等の権

限を利用し、又は逸脱して、部下や同僚、後輩や同級生等、不利な立場にある者に対して不適切な言動、指導、処遇を行い、就労その他の意欲の低下や環境の悪化をもたらすことをいう。

(4) マタニティ・ハラスメント

職場において妊娠、出産した女性がそれに伴い労働制限、就業制限、産前産後休業又は育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的、肉体的な嫌がらせを行うことをいう。

(5) パタニティ・ハラスメント

男性教職員が育児のための制度を利用することを妨げる行為をいう。

(6) その他のハラスメント

前5号には該当しないが、他者の意図に反する行動であり、他者に不快な言動として受け止められ、さまざまな不利益、不快感、脅威又は屈辱感を与え、教育研究環境、職場環境等を悪化させるなど、他者の人格や権利を侵害することをいう。

(7) ハラスメントに起因する問題

ハラスメントのため教職員の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して教職員が就労上の又は学生等が修学上の不利益を受けること。

(8) 部局等

法人事務局、大学事務局、各学部、大学院、附属図書館及び各センターをいう。

(対象とするハラスメントの範囲)

第4条 この規程が対象とするハラスメントは、勤務時間内及びキャンパス内に限定しない。

2 被害者又は加害者の一方が本学教職員等でない場合、本学の教育研究活動に影響を及ぼす事案については、この規程を準用する。

(教職員、学生等の責務)

第5条 学園等の教職員及び学生等は、ハラスメントのない、健全で快適なキャンパス環境を醸成し維持することに努めなければならない。

(管理監督者の責務)

第6条 学園等の業務において管理監督又は指導する立場にある者は、次の各号に掲げる事項に留意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、教職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 教職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること。

(理事長及び学長の責務)

第7条 理事長及び学長は、学園等の教職員および学生等に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

- 2 理事長及び学長は、ハラスメントの防止等のため、学園等の教職員に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うよう努めるものとする。
- 3 理事長及び学長は、ハラスメントの防止等を図るため、学園等の教職員に対し、必要な研修を実施するものとする。
- 4 理事長及び学長は、新たに教職員となった者に対してハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった教職員に対してハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施しなければならない。

(ハラスメント防止対策委員会)

第8条 学園に、ハラスメント防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第9条 委員会の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ハラスメントの防止及び排除に関する対策について、企画立案すること。
- (2) ハラスメントの防止のためのガイドラインの作成に関すること。
- (3) ハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応に関し、重要な事項について審議し、各部局等に対して必要な情報を提供し、及び部局間に生じた問題等について調整等を行うこと。
- (4) 第14条に規定する相談窓口の運営等について審議すること。

(5) その他ハラスメントの防止等に関する重要事項について審議すること。

2 委員会は、ハラスメントに起因する問題について必要があるときは、教職員及び法律・医学・心理学等の専門家等によって編成するチームを設けて調査を行うことができる。

(構成)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

(1) 理事長が指名した理事 若干名

(2) 副学長

(3) 学部長及び研究科長

(4) 大学事務局長

(5) 総務人事室長

(6) 学生部長

(7) 理事長が必要と認めた者 若干名

2 前項第1号及び第7号の委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第11条 委員会に委員長を置き、理事長の指名した委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員会の調査審議の結果について、速やかに理事長及び学長に報告するものとする。

4 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

5 委員長は、緊急を要する場合は、理事長と協議の上、相談者の安全確保のための措置をとることができる。

(委員以外の出席)

第12条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者(学外者を含む。)を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(部会の設置)

第12条の2 委員会は、第9条第1項第3号に定める任務を遂行するため、部会を設置することができる。

- 2 部会の構成員は、委員長が理事長と協議の上、委員長が指名する。
- 3 指名された部会の構成員は、本規則に定める事項を遵守し、その責務を全うしなければならない。
- 4 委員長は、第9条第1項第3号の任務について、必要があると認めるときは部会にその任務に関する権限を委任することができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、総務人事室人事課が行う。

(相談窓口)

第14条 学園に、ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、相談窓口を設け、相談員を置く。

- 2 相談員は、必要に応じて理事長が、専任教職員及び法律・医学・心理学等の専門的知識を有する者の中から委嘱するものとし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 相談員は、苦情相談に対応するとともに、問題の解決に必要な援助及び情報の提供等を行うものとする。
- 4 相談員は、苦情相談に対応したときは、当該苦情相談の概要について速やかに委員長に報告するものとする。
- 5 相談員は、苦情相談の対応に当たり必要があるときは、理事長、学長及び関係部局等の長に連絡し、又は相談する等の措置をとるものとする。

(相談員等の責務)

第15条 相談員等は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。

- 2 相談員及びハラスメントに起因する問題の対処に関わる者は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第16条 理事長及び学長、部局等の長、監督者その他の教職員は、ハラスメントに対する苦情の申し出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした教職員又は学生等に対して、そのことをもって不利益な取扱

いをしてはならない。

(利益相反関係の排除)

第16条の2 委員会構成員、部会構成員、相談員、及び第9条第2項の規定に基づき設置する調査チームの構成員は、自らが関係するハラスメント相談の処理に関与してはならない。

(虚偽証言の禁止)

第17条 教職員、学生およびその他関係者等は、虚偽の申し立てや証言をしてはならない。

(雑 則)

第18条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に必要な事項については、委員会の議を経て別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程は、平成26年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成28年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月29日から施行する。